

令和5年12月13日

粕江市空家等管理活用支援法人の指定に関する方針

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）により改正された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人（以下、「支援法人」という。）の指定に関しては、市長はこれを行わないこととする。

この方針を変更し、支援法人を指定する場合は、改めて方針及び審査基準等を示す。